

平成28年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 1 2 月 1 5 日 (木曜日)

議 事 日 程 (第4号)

第1 一般質問

第2 議案第122号 四万十町税条例等の一部を改正する条例について

第3 議案第123号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第4 陳情第28-21号 保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める陳情

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第4まで

~~~~~

出 席 議 員 (18名)

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 橋 本 章 央 君 | 2 番  | 林 健 三 君   |
| 3 番  | 古 谷 幹 夫 君 | 4 番  | 緒 方 正 綱 君 |
| 5 番  | 岡 峯 久 雄 君 | 6 番  | 下 元 真 之 君 |
| 7 番  | 岩 井 優之介 君 | 8 番  | 水 間 淳 一 君 |
| 9 番  | 吉 村 アツ子 君 | 10 番 | 味 元 和 義 君 |
| 11 番 | 下 元 昇 君   | 12 番 | 堀 本 伸 一 君 |
| 13 番 | 槇 野 章 君   | 14 番 | 武 田 秀 義 君 |
| 15 番 | 中 屋 康 君   | 16 番 | 西 原 眞 衣 君 |
| 17 番 | 酒 井 祥 成 君 | 18 番 | 橋 本 保 君   |

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|                  |           |           |           |
|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長              | 中 尾 博 憲 君 | 副 町 長     | 森 武 士 君   |
| 政 策 監            | 山 脇 光 章 君 | 会 計 管 理 者 | 左 脇 淳 君   |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 樋 口 寛 君   | 危機管理課長    | 野 村 和 弘 君 |

|                   |           |                 |             |
|-------------------|-----------|-----------------|-------------|
| 企 画 課 長           | 敷 地 敬 介 君 | 農 林 水 産 課 長     | 長 谷 部 卓 也 君 |
| 商 工 観 光 課 長       | 下 藤 広 美 君 | 税 務 課 長         | 永 尾 一 雄 君   |
| 町 民 環 境 課 長       | 植 村 有 三 君 | 建 設 課 長         | 佐 竹 一 夫 君   |
| 健 康 福 祉 課 長       | 山 本 康 雄 君 | 上 下 水 道 課 副 課 長 | 山 本 安 弘 君   |
| 教 育 委 員 長         | 谷 脇 健 司 君 | 教 育 長           | 川 上 哲 男 君   |
| 教 育 次 長           | 熊 谷 敏 郎 君 | 学 校 教 育 課 長     | 杉 野 雅 彦 君   |
| 生 涯 学 習 課 長       | 辻 本 明 文 君 | 農 業 委 員 会 会 長   | 林 幸 一 君     |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 西 谷 久 美 君 | 政 策 監           | 田 辺 卓 君     |

大正地域振興局

|                   |           |             |             |
|-------------------|-----------|-------------|-------------|
| 局 長 兼 地 域 振 興 課 長 | 山 脇 一 生 君 | 町 民 生 活 課 長 | 佐 々 木 優 子 君 |
|-------------------|-----------|-------------|-------------|

十和地域振興局

|                   |           |             |         |
|-------------------|-----------|-------------|---------|
| 局 長 兼 地 域 振 興 課 長 | 竹 本 英 治 君 | 町 民 生 活 課 長 | 林 久 志 君 |
|-------------------|-----------|-------------|---------|

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記     | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

○議長（橋本保君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成28年第4回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

4番緒方正綱君の一般質問を許可します。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 改めまして、皆さん、おはようございます。夕べは今日の一般質問がちょっと気になりまして、大好物のものを少し多目にとってまいりました。おかげで今日は何とか落ちついて質問ができるんじゃないかと思っております。3日間にわたる一般質問もいよいよ私と古谷議員の2人だけとなりました。2人とも花の28組でございます。同級生でございます。中学校までは同じ校舎で学び、育ちましたが、古谷議員は山野に燃ゆるの窪川高校、そして私は黒潮かおるの高知高校でございます。同じ同級生ではございますが、スポーツを通して子どもたちと触れ合っている分だけ私のほうが気持ち的に若いのかなと、そういうふうに自負をしております。その2人が今議会の一般質問の最終日を務めます。古谷議員は農業振興、そして私は水産振興を質問いたします。執行部、町長を始め執行部の皆さんの積極的な答弁をお願いしておきます。

それでは、通告書に従って質問をしてまいります。

今回の質問は、沿岸漁業の活性化について、老朽危険家屋の対策、そして興津メランジュの活用、この三点について質問をいたします。

まず最初に、沿岸漁業の活性化についての質問です。

まず、本町における沿岸漁業の実態と課題についての質問ですが、漁師の人たちの生活実態についてどのように把握をされているのか、まずその点についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、お答えをいたします。

沿岸漁業につきましては、興津地区と志和地区が該当いたしますので、合わせてお答えをしたいと思います。またできるだけ分かりやすいように項目立てをして説明をさせてい

たきます。

まず、漁業従事者の人数でございます。興津地区の正組合員数が47名、準組合員数が5名、合計52名となっております。志和地区は正組合員数が19名、準組合員数が58名、合計77名というような漁業従事者の人数でございます。

続いて、漁獲物の販売金額につきましては、これは、2013年、平成25年11月1日なんです、こちらの漁業センサスの調べを参考にしております。経営体別販売金額は100万円未満から300万円までがほとんどの割合を占めております。ただし、実際の所得につきましては、今申し上げました金額から必要経費として主に燃料代、網等の漁具の修理代、それから氷代やえさ代などの消耗品費が差し引かれた金額というふうになります。

続いて魚種別でございます。漁の区分といたしましては、興津地区はまき網漁、志和地区では刺し網漁が主要な漁獲方式となっております。また、そのほかにも小型定置網や一本釣りなどが営まれております。漁獲される主な魚種については、興津地区ではまき網漁によるシイラ、小型定置網、刺し網漁で伊勢エビ、一本釣りではこちらはもう少量多品目の魚種が水揚げをされております。志和地区では刺し網漁による伊勢エビが主な魚種というふうになっております。

続いて、年間を通じた操業時期と操業日数でございます。興津地区につきましては、主な魚種であるシイラの漁期が3月1日から12月31日までで、操業日数については当然個人差がありまして、年間90日の方もしれば、最大で300日ぐらい操業される方もおられます。この300日の操業という方は小型定置網の方で、シイラにつきましては、大体月平均15日、年間では150日程度が一般的というふうに言われております。志和地区につきましては、主な魚種が伊勢エビで、この漁期が9月16日から翌年の4月30日までで、操業日数についても、こちらも個人差もありますので、やはり年間90日くらいの方から300日ぐらい操業する方もおられます。志和地区では伊勢エビ漁が漁業収入のほとんどを占めております。

続いて、燃料代でございます。漁船に使用される燃料は主に軽油であります。軽油の価格変動につきましては、平成25年度までは上昇傾向にありまして、全国平均が約143円となっております。平成26年度以降の軽油価格が大体下落傾向でありまして、平成28年の11月現在の窪川地区の平均価格、こちらのほうは112円程度となっております。ただ漁業者にとっては依然として高い水準にありまして、また1年の間では月によっても大きな価格の変動がございます。特に興津地区では水揚げ漁港が佐賀漁港になったことに伴いまし

てシイラ漁を行う漁業者の燃料代のほうが月 1 万 5,000 円程度余分に掛かっている月があるというふうに聞いております。これは漁場とか出業日数によってもかなりの誤差があるため目安程度というふうにお考えいただければと思います。

そして、漁業の実態に共通している点でございます。将来性でありますとか、数年後の計画が立てにくいという実態がございます。高齢化の進行は漁業だけの課題ではありませんが、漁業者の生活は特に天候に左右されやすいのが実状でございます。このため年によって漁獲量が大きく変動いたしますし、世界的な自然環境の変動による影響、それからまた原油価格の変動、こちらも懸念材料の一つというふうに言われております。

最後に、課題でございます。漁業は、先ほども触れましたが季節や気象条件、市場の相場にも左右されるため、どうしても収入が不安定になります。兼業での漁業経営など漁だけに頼らない工夫も必要であると考えますが、気象条件に左右されること、漁獲のある時期が一定でないことなどの理由によって、兼業での経営計画というのは立てづらいという実状がございます。

そこで、漁業者の所得向上と安定のために水産物の付加価値を高めることが重要でございます。生鮮での取引値が高いときはやっぱり生鮮で販売し、安いときは加工して付加価値を高める取組も必要です。また、加工品については冷凍保管もできるため、計画的に加工品の製造と保管を行えば収入の安定にもつながっていくというふうに考えております。ただし、水産物は天然資源であることから原材料の安定供給の面が大きな課題となっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） まだ課題のどこまでは質問をしてなかったんですが、続けて答弁をいただきましてありがとうございます。

今の沿岸漁業で生計を立てる漁師の人たちの生活実態というのは本当にもう厳しい状況であるということが今の課長答弁からもうかがえます。燃料価格の高騰、変動、それから水揚げ価格が不安定、また年間を通して操業時期、それから操業日数、こんなもんが限られてきます。また、天候に左右されて、ある意味ばくち的な要素もございます。答弁にはございませんでしたが、一旦漁に出れば常に危険と隣り合わせで重労働である。さらに収入面において所得が低い上に不安定であるということで、若い世代が育たず、後継者不足で高齢化が進み、漁業の衰退につながっているんだろうと、そういうふうに思っております。

す。

沿岸漁業の実態と課題について伺いましたが、それでは、漁業従事者に対する支援について、国・県・町の助成制度について、主なもので結構でございますのでお示しをお願いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 先ほどはちょっと前のめって回答のほうを、課題まで踏み込んでしまいまして申し訳ございませんでした。

それでは、漁業者に対する支援策についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、四万十町沿岸漁業等経営育成資金という、利子補給事業がございます。こちらは県の制度資金の金利を町が利子補給を行うという事業でございます。ただ、こちらの事業につきましては、現在利用されている方はおられません。

それから、四万十町水産業振興事業費補助金という事業がございます。こちらのほうはハードとソフトのほうがございますして、事業主体につきましては、漁業協同組合及び漁業関係者グループというふうになっております。事業内容といたしましては種苗の放流でありますとか、間伐材漁礁の設置、それから流通関係の新たなシステムの開発、また水産施設整備、いわゆるこれはハードであります、そういった支援事業がございます。

また、こちら、国の事業なんですが、水面多面的機能発揮対策支援というのがございまして、こちらのほうは国の行う水産多面的機能発揮の対策事業に対して町のほうが上乗せをしています。主な事業内容としては、藻場の保全ということと、ウニの駆除等を行っております。あと、県の事業等で船舶用のエンジンのリース事業等の支援事業のほうもございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 今伺った補助金、交付金ですが、主として漁協とか漁業関係者のグループだと、団体への助成が主だと思いますが、個々の漁師の方が恩恵を受けるといいですか、軽油等の免税制度があると思いますが、この制度について簡単に説明をお願いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 軽油の免税につきましては、農業、林業、漁業など特定の業種に、使用する特定の機械の用途に軽油を使用する場合には軽油取引税が免

税となる国の制度がございます。軽油 1ℓ 当たり約32円の免税額というふうになります。ただし、免税となる軽油を使用するためには一定の手続きは必要ということになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 漁師の方はよく船外機を使われます。ガソリンとかそれから混合ですかね、混合ガソリンとか、そういうもんにはないんでしょうかね。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 今、私の手元にあるのは軽油でございまして、手元にはその詳細な資料がございませんので、また調べておきたいと思いますが、恐らく軽油だけであろうと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 多分ないとは思いますが、一応ちょっと聞いてみました。

今、漁師の方たちが困っているのは、老朽化をした廃船の解体処分に大変困っております。処分に相当な費用が掛かり、処分ができない。これは本町だけでなく全国的な状況にあります。こういった解体処分について何らかの補助ができないか、お伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それではお答えいたします。

廃船となっている漁船の処分につきましては、発生が危惧されております南海トラフ大地震による津波発生時被害拡大を防止する上でも、廃船については速やかに解体処分を行うことが望ましいとされております。しかしながら、議員おっしゃられますように、相当の処分費用等も生じることから全国的にも解体処理がなかなか進んでいないという状況にございます。

このため、現在、危機管理課と協議中ではありますが、近隣の中土佐町でも同様の事例について廃船の解体処分を支援する事業を開始しておりますので、それらも参考に平成29年度の当初予算に処分費を支援する事業、こちらのほうを提案させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） その予定で、事業内容とか補助率等はどんなものでしょうかね、参考までに。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） あくまでも今、案というところでお答えさせていただきますが、事業内容としては津波による漁船漂流防止対策推進のための放置漁具等の処分等に要する経費に対する補助事業と、事業名は、これはまたいろいろ考えますが、補助率等は近隣の事例も見て、補助対象経費の約 2 分の 1 以内程度を目安に設計をしたらどうかというふうに考えております。

また、1 隻当たりの事業費の上限のほうも今のところ 50 万円程度を想定していますが、こちらについてはまた実際の事例等も調査しまして、詳細な事業内容については早急に調整をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 答弁をいただきました。老朽化した船の解体処分に一定補助をしていく。これは行政からの助け船で、漁師の皆さんにとっては正に渡りに船だと思っております。来年度の当初予算で出てくれば、私としては大いに賛成をいたしたいと考えております。

水産振興の最後の質問です。

興津地区においての大敷網漁の再建の可能性についてですが、かつて興津に大敷があったところは地域に活気がありました。魚場については、県下でも有数の魚場が近場にあり、やり方さえ間違えなければ黒字を確保できる。漁業関係者からは再建を願う声も出ております。この再建の可能性についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） お答えをいたします。

興津地区で定置網漁が営まれていたときは地域に活気があったというふうに聞いております。ブリ等が大漁のときなどは地域の住民の多くの方が興津の市場のほうに集まって、にぎわっていたということも聞いておるところです。

定置網漁が行われなくなりまして、漁業者の高齢化も進んでいく中で徐々に活気が失われつつあるということで、定置網漁の再開については興津地区の漁業の活性化に大きくつ

なかる可能性もあるというふうには考えております。また、魚場の環境といたしましては、今、議員がおっしゃられましたように、興津地区の定置網の魚場、こちらのほうは半島のほうが150mから200mぐらい沖のほうにせり出しておりまして、水深が急に深くなっておるというところで、条件的にランクの高い魚場というふうに言われております。

また、魚場が港の近くにあるため、漁船の燃料代、こちらのほうも少なくて済むという利点もございます。が、復活に向けてということでございますが、課題としましては、再建に当たっての費用、こちらのほうは網代とか船代、その他合わせて、これはあくまでも試算ですが2億円から3億円程度必要ではないかというふうに言われております。

また、網及び船については、以前使用していたものがもう現在は使用不能のため、新規に購入する必要があるとございます。また、確認はできておりませんが、網を固定するケーソンのワイヤーこちらについても改修の必要があるかもしれません。

大型の定置網の再建についての課題は、今申し上げました費用と、実はもう一つ重要なところが事業の実施主体です。企業でありますとか利用者組合でありますとかいう実施主体、また船長と言われる差配をする人材、こちらのほうの確保が重要な課題というふうに聞いております。

以上です。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 大敷再建の可能性について伺ったわけですが、可能性としてはあるという理解をいたしました。ただ、先ほども答弁にありましたように、船長となる人材の確保が難しいという実情があります。そのことは私も地元の漁師の方たちと何度か話をする中でも聞いております。それでも、地元では再建についての声が聞こえてまいりますが、まだみんなの意思が強くまとまるどころまでには至っておりません。漁業関係者の意思が固まるということになれば、町長、後押しをする気はあるのか。町長の考えをお聞きます。これは、中尾町長の水産振興に対する姿勢を問うものであります。町長の答弁を求めます。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからお答え申し上げたいと思います。

私の水産振興に対する思い入れということでございますが、ちょうど私が一番先に職員時代に地場産業に従事した、担当したのが水産でございました。昭和60年当時から6年間ですか、興津、志和の漁業の、そういった様々なご支援もさせていただいたところです。

ちょうどいい機会ですので、当時、興津漁協は2億9,000万円の水揚げ。志和も7,000万円ぐらいの水揚げです。志和にも大敷組合がありましたし、興津にも大敷組合ありました。その中で興津の大敷の売上げ、水揚げというのが6,000万円前後だと記憶しております。現在、そういったことで、その中で主な漁は確かにシイラの巻き網のことでございまして、だんだんにそれが今、この時期では、いけば数千万円以内に落ち込んでおるといような状況で非常に厳しい状況にあります。

非常に思い入れは、本当に一番初めに接した事業でございますので、非常に思い入れ強いですが、先ほど担当課長が申し上げましたように、もう既になかなか地域の中で若者の漁業従事者が少なくなったと。若者といえども50代中盤ぐらいの人材。そして、志和においても50代から60代という方がやっておりますけども、やはり地域にそういった本当に強い要望があれば、私もそういった支援をしていきたいのはこれは偽らざる気持ちでございます。何といたってもやはり地域が本当にこの漁で生活を立てていくという大きな志といますか思いがなくてはなかなか事業成功しませんので、我々行政が一方的に引っ張って行くということも必要でしょうけども、やはり今後地域の委員の皆さん方とかやはりここでやってみたいという新たな人材も発掘をしながら、何とか定置網を中心にやっていけないかなという思いは持っております。

ですから、今後そういったことで様々な、皆さん方からいろいろ協議をしていただいて、当然我々も現場に入ってまた協議もしていきたいと思っておりますけども、是非そういったことで、もし事業が想定されたときは精いっぱいのご支援をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、これまでも興津漁協が経営されておるうちにこういう話もございました。やはりそういったことは地域内に確かに本当に希望としてあるんですけども、やはりマンパワーという部分が、なかなか私も属人で見ただけには見出せないというのが今の現状でございまして、その辺が非常に悩んでおるといのも事実でございます。是非議員におかれましても今後さらに現地入りをしていただいて、私どももまた足を運んで様々な機会を通じて、興津地域の活性化、とりわけ水産業の振興には力を入れていきたいとは考えておるところでございますので、今後とも引き続きよろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 町長からの答弁をいただきましたが、町長の意気込みというか、ちょっと引っ込み思案なところもあるような気もいたしました。地元の意思を行政が引っ

張っていくという主導ということではなくて、じゃないですが、やはり地元の意思を待つだけではなく、沿岸漁業の活性化のため、町長が先頭に立って地元の意思を固めていくというぐらいの意気込みでこれから臨んでもらいたいと思うところであります。

そういったところで一点目の質問は終わりたいと思います。

続いて、二点目の老朽危険家屋対策についての質問です。

本町の老朽危険空き家の実態調査について。災害時における主要道路に接している危険家屋についてどのようなランク分けをしているのか。また、対策が急がれる老朽危険家屋の把握はできているのか。実態調査についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。

特にランク分けとしてはいたしておりませんが、建築物で倒壊等著しく保安上危険と思われるもの、空き家の場合は特定家屋と申します。そのほかには落下物等の危険性のあるもの、そして昭和56年6月以前の建築物で耐震化が必要と思われるものなどに分かれておるかと思ひます。

早急な対策が急がれるものについては、全体の調査のところは行っていないんですが、空き家につきましては、本年度四万十町空き家等対策計画を作成中でありまして、策定後にはなりますが、活用も含め、戸数、状態、特定空き家等の整理を行う予定としております。

特に早急な対策が急がれる物件については、詳細な調査も必要になってくるかと思ひます。現在のところ、住民等から情報提供、県等からの情報提供により数件についての把握はできているという状況であります。

以上です。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 今、答弁で周辺住民からの届出というか、そういうもんもあっているという答弁がございましたが、そういった声に対してどのように対処をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） まず、状況等を把握しまして、所有者等の分かるものについては所有者等に対して適正な管理等の指導を行っていくようにしております。

また、老朽住宅等については、除却や住宅の耐震化等、補助制度の説明もさせていただいているところでありまして、既に補助事業を活用して除去等した事例も何件かはあると

ころです。

特に所有者等が特定できない場合につきましては、所有者に対して指導するところが基本となりますので、所有者の確定など関係する各課で対策について検討協議も行っておりますが、なかなか難しいところもありまして、次の段階へ進んでいないという現状でもあります。

以上です。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 所有者への指導や強制力の措置というのはどのように行っているのか。指導勧告、それから命令などの実績はあるのか。また、是正勧告や命令に従わない所有者に対して罰金を科すことはできるのか。この二点についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 先ほども申しました、町としてはまず危険と思われる建物の所有者等に適切な措置をとるよう助言指導等を行ってまいります。その後、改善がされないと認めた場合は、建築基準法により特定行政庁の担当部署です、高知県の場合は高知県住宅指導課になりますが、そちらのほうに報告等をいたしまして、県主導のもと建物の所有者等に指導を行い、それでも改善がされない場合は法的措置をとるようになっていきます。法的手段の流れとしましては、まず是正措置の勧告、命令、それにも従わない場合は行政代執行に基づく手続きをとるようになっていこうかと思います。空き家対策の推進に関する特別措置法による措置についても町が主体となるなど、多少違いがありますが、一連の措置については同様なところでございます。

指導実績というところでございますが、住宅の不良部分の改善について町からの指導に対して改善が図られなかったことから、現在、県の建築指導課に報告し、指導を受けている案件が現在1件となっております。

また、先ほども申しましたが、老朽家屋等については所有者からの相談も含め適正な管理について、住宅除去に係る補助制度のほうも説明して、そちらのほうの対応のほうもお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 所有者に取壊し費用の負担能力というものがない場合の措置についてお伺いをいたします。放置をしていけばさらに老朽化が進み、周辺住民の危険性とい

うものは、危険度というのはますます上がります。かといって、町が代執行をして負担能力のない所有者の肩代わりをすれば、所有者は何もしない。また周辺住民や第三者に被害が及んだ場合、責任の所在はどこに行くのか。そのところの判断が非常に難しいところですが、どのように考えているのか。住民の安全確保が最優先されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 先ほど、質問に対して答弁が抜かっておりますので、まずそちらのほうを先、答えさせていただきます。

勧告や指示に従わない場合の措置というところでございますが、建築基準法第99条では、建築物の是正命令に従わない場合には「一年以下の懲役又は100万円以下の罰金を処する。」とあります。

また、空き家等対策の推進に関する特別措置法では、罰金ではありませんが、第16条で、「市町村長の命令に違反した場合は、50万円以下の過料に処する。」となっております。

それでは、まず、責任の所在についてですが、ちょっと法律用語になってきますが、建築法第8条では、「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。」となっております。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条では、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるもの」とされて、規定されており、責任については自らの責任によりの確に管理することが前提となっております。建築物の所有者、管理者または所有者に責任があるというふうに認識しているところでございます。

また、財政面のところのことでございますが、基本的には建築物の所有者、管理者、占有者はその建築物を常時適法な状態に維持することになっておりますので、所有者等の責任において適正な維持管理を前提として、危険と思われる建物の所有者等に安全措置をとるなどの適切な措置を講じるよう助言、指導等を行っていくことが原則だと考えております。

所有者等に費用負担能力がない場合などの処置については、町としても除却への支援、それから、また県の指定する緊急輸送路等の沿道建築物については、一定条件が付きます

が、診断、設計については所有者の負担は要りません。取壊しとか耐震については、5分の1の自己負担でできる制度もあるところです。自己負担につきまして、高いのか安いのか個人差もあるところでございますが、このような補助制度も活用していただき、所有者の責任において適正な措置を講じていただきたいと考えているところでございます。

ただ大規模な建築物等につきましては、除去の費用などに大変多額の経費が掛かることがあります。例えば、一つの建築物を除去するのに国・県・町からの補助金があるとしても、個人負担額が1,000万円単位で必要となる場合があります、所有者等の方に財力が全くない場合などには適正な措置は期待できないことも考えられるということでございます。

財源などの理由によりまして、安全対策が図られないまま放置されることになれば、日常においてもですが、そして大規模な地震等が発生した場合に、倒壊等による道路の閉鎖や周辺住民への被害など、その与える影響は計り知れないものがあると考えられるところです。所有者の責任において必要な措置を講じていただくという大原則は変わりはありませんが、防災対策としてこのような緊急かつ特別な理由による事案が生じた場合、判断することは非常に難しいところではあります。町民、住民の生命、財産を守ることを最優先に考え、町としてもでき得る限りの最善の措置を講じていかなければならないとは考えているところでございます。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 大体予想していた答弁でございました。

固定資産税の緩和措置等も含めた課題についても考える必要がありはしないかと思うわけですが、更地にした場合の税の軽減、また何年かの据置きなどの措置も、やろうと思えばできるとは思いますが、そういった考えについてはないのかどうか。その点について伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げたいと思います。

今のところは四万十町においてはそういった対応をしておりますけれども、やはりこれから先、周辺の住民の皆様方に迷惑をかけるとか様々な公共的に、いけば発災の可能性があるとすればそういったことも検討していきたいと思っております。

ただ、これまでの経過もございますので、これまで、今まで個人が撤去して、現行の、いけば優遇措置を受けない方もおりますので、その辺はやはり公共的に本当に被害が及ぶという大局な面から検討をしていきたいと思っております。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） はい、ありがとうございました。

三点目の質問に移ります。

興津メランジュを観光面に生かすことはできないかという質問です。質問に入る前に、三番目の、学術的な巡検コースで志和・興津の活性化についてという質問については、二番目に出してあります周辺ルートの整備についてということと答弁が多分重複するようなところもございますので、三番目については省きます。

本町の志和地区の海岸部において世界で最初に発見をされた興津メランジュを観光に結びつける構想について質問をするわけですが、まず、興津メランジュの概要と、志和で発見されてなぜ興津メランジュなのか。素朴な質問です。説明をお願いいたします。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

小鶴津にありますけども、興津という名前がついているということで、これはちょっと高知大の先生に聞いたんですが、地質学の代表的な地域名称は、特に最も力を入れて調査された場所の名前を冠するケースが多いということです。力を入れて調査して、標準的な地層を決定し、その標準地層が連続している範囲を一固まりとして名称を付けるということです。その範囲が隣町とか隣の県にも及んでしまうということもあるそうです。例えば、高知県の南半分は四万十帯という地質名で呼ばれておるそうですが、同じ年代で似たような岩石が関東地方から沖縄まで南海トラフとほぼ平行に分布しておって、それを全て四万十帯というふうに呼ぶそうです。

同様に、興津メランジュも、メランジュと呼ばれる様々な種類の岩石が複雑に入り交った地層がほぼ北東、南西に伸びるように分布しておりまして、その一固まりを興津メランジュと呼んでおります。その一固まりを決めるときに標準的な地層として最も力を入れて調査した場所が興津であったというふうに思われます。

以上です。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） すみません。ちょっと抜かしていました。申し訳ない。

四万十町小鶴津の興津メランジュと震源断層は平成23年2月7日国指定の天然記念物になっております。約5,000年前に発生した南海地震の震源断層が隆起し、露出しておるものです。メランジュは陸側プレートに海側プレートが沈むことによって、海側プレート上

部の堆積物が削られて陸がプレートにくっついてできる、様々な岩石が複雑に入り交った地質帯です。

そして、震源断層のほうは岩盤がずれて地震を発生させた地下深部の断層のことでありまして、断面は摩擦によって融解してガラス化し、シュードタキライトと呼ばれる黒い筋になっております。このシュードタキライトの存在が震源断層であるという証拠になります。この国の天然記念物は志和小鶴津との中間の海岸部に位置しておりまして、急峻な地形が控えており、そこにたどり着くには、磯釣りなどに利用する急勾配の危険なルートを利用していくということになって、滑落とか落石とか崩落、そういうものに遭遇する危険性がちょっとあります。

以上。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 今、興津メランジュについて説明をしていただきました。この興津メランジュ、文化的遺産としての価値をどのように評価をしているのか。併せて観光面にこれを生かす構想はないのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 文化的な遺産としての価値をどのように今認識しているかということについてお答えいたします。

地震は、断層の摩擦現象のため、断層表面がどのような物質から成り、どのような状態であるのかを知ることは地震発生メカニズムを解明する上で貴重な資料となりますし、現在、海中の沈み込み帯でも同種の現象が起きているはずで、南海地震の震源域で起きていることを調査することができる重要なものであります。何千万年もかかって陸上に露出したことでプレートと呼ばれる地球表層部を形成する厚さ100km前後の固い岩盤が動いていることを示す貴重な証拠ともなります。この海岸では、壁面や岩礁帯で立体的に広がっておりまして、実際に目にすることができる、後世に守り伝えるべき大切な、世界に誇れるまちの財産というふうに認識しております。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、私のほうからこの世界初の文化遺産を観光面に生かす構想はというご質問でございますので、商工観光課が観光の所管でございますので、私のほうからご答弁を申し上げたいというふうに思います。

生涯学習課長から興津メランジュの内容でありますとか、今後どうするかというような

ところでのご答弁がありました。後世に伝えるべき大切なまちの財産であると認識しているという答弁でありました。

この文化遺産であります興津メランジュを観光資源として活用するということは、興津とか志和の観光とか地域振興につながる一つの資源だというふうには考えております。しかしながら、先ほども生涯学習課長の答弁にありましたように、現地に行くには、道路とかまた海岸沿いの地理的条件がかなり悪いというようなことでございます。そういったところで、仮に観光資源とするにしても、訪れる観光客の皆様の安全の確保とか、また文化遺産の健全な保護とか周辺の環境の維持などで、観光資源としての整備には多くの課題があるかと思えます。観光面の活用は、所管である教育委員会、また歴史的な遺産を今後どのように保全していくかということも含めまして、そういった課題にも対応することが必要かと思いますが、興津、志和の地域の皆さんの意見やまた思いなども大事だと思っておりますので、今後、観光面に生かすという意味では、教育委員会とも意思の疎通、また情報共有を図りながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 現地周辺の整備についてお伺いをいたします。地理的にもルートとかそういうものも非常に悪いというのは、私も分かっておりますが、案内板などの看板の設置とかルート、それから順路案内、現地での説明板などの整備というのはできているのでしょうか。また、現地へ行くルートは難コースだと想像がつかます。これ、陸路だけでなく、海路も考えれば地域に何らかのお金が落ちる仕組みもできてくると思います。そういったことも含めて周辺ルートの整備についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 案内板とかの設置ですが、平成23年の9月議会での一般質問に、専門家の意見などを聞いて平成24年度に看板を設置の準備を検討すると。そして専門家の意見等を聞きながらアクセス道設置に向けての調査等を実施、その結果を踏まえてどのようにするかを検討していきたいといった答弁をしております。

文化財保護審議会のほうで看板は必要であろうということで、昨年度町道の邪魔にならないところに説明書きと写真を配した周知看板を設置したところです。この看板には安全なルートはありませんという表記もしております。文化財保護審議会の委員には現地も見てもらって、周辺整備については急峻な地形に加え、滑落、落石や崩落の危険性があって

困難ではなかろうかという話が出たことはあります。遊歩道等の周辺整備をしていくということは困難をきわめるのではないかというふうに考えます。

また、船とかの、利用してのルートも考えられますけども、なぎの日とかに、海がない日に小さい船で岸に着けるとかいうことはできるのではないかと思いますけども、波のあるときには近づけないということもありまして、全ていつでも観察のできるという状態にはないのではなかろうかと思われます。

そういうことで、沖からの観察は可能ではないかなというふうには思っています。双眼鏡とかそんなものを使って見る、みたいなことにはなってくるとは思いますが。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 答弁いただきました。船を使うことによって、地元になんとかお金がおりるということもございます。それと、陸のルートを使えば40分から50分ぐらい多分掛かるだろうと思います。また、帰りのほうがなかなか大変なルートになってきますが、船でのルートを使えば、すぐそこまで船外機で行ってという、時間的にも掛からないし、割と楽に行けるコースで、それでお金も多少なりとも落ちると、そういうところも少し考えていただけたらと思います。

最後の質問です。今回の質問で、なぜ興津メランジュを取り上げたかという、我が町の資源や財産、遺産を再発見し、四万十町の観光振興にどうつなげていくのか。こういうことでここを主体に質問をいたしました。関連で質問をいたします。町長の答弁を求めます。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 私のほうから、今後、本当に大事なといいますか、文化財ということで、町のほうでも取り上げておりまして、またホームページのほうにも載せてあるところでございます。

それで、地域にあるものを再発見、有効に活用するというところでございまして、私のほうではやはり教育委員会というところの立場の部分で答弁をさせていただきたいと思います。

生涯学習課長、辻本課長のほうから先ほど答弁もさせていただきましたが、平成23年の2月7日国指定の天然記念物ということで指定を受けている部分については、これは当然人の手を入れることはできないということになるわけでございます。盗掘等を防止いたしまして、世界に誇れる資料として後世に守り伝えるべき貴重な町の財産であると認識をし

ているところでございます。

また、教育委員会としては保存し、残していくことが学術的には大切ではないかと考えております。それとやはりこういったすばらしい財産、ございますので、子どもたちといえますか、そういった部分でも、学習面ということの部分でもやはりしっかりと伝えていく、教えていくということも大事なことでないかということで思っておるところでございます。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） はい、ありがとうございます。興津メランジュに限らず、本町にある資源や財産、遺産、そういうものを再発見して、町にあるもので、四万十町の観光振興につなげていくと、そういう方向性をこれから先にまた見出していってみたいと、そういうところで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（橋本保君） これで4番緒方正綱君の一般質問を終わります。

ただいまから10時40分まで休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番古谷幹夫君の一般質問を許可します。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問に入らせていただきたいと思います。前段で緒方議員のほうから同級生うんぬんりの紹介をいただきましたが、実は正確に言いますと、緒方議員は私より3日先輩でありますし、そして議員としては大先輩でもありますので、私は新人議員ということで、新人議員が今回の一般質問ではとりを務めるということでそのエールをいただいたということで思っておりますので、そういうことを前段に申し上げまして、早速私の質問項目に入らせていただきたいと思います。

私は、今回三つの項目ということで挙げさせていただいておりますが、それぞれの項目ごとに一つずつではありますけれども、提案ということを挙げさせていただいておりますので、このことに対しての積極的な姿勢を持った答弁を期待した上で始めさせていただきたいというように思います。

三つについては、まず学校教育、そして農業振興、それも関連しますけれども担い手支

援ということで、まず最初の学校教育の分野に関しましては、バケツ稲作についての質問事項としてまず挙げております。

昨年、たしか6月の私の一般質問で食農教育に関しての質問をさせていただいた経過があるわけですが、そのときに課長のほうから町内の小学校では米作りやサツマイモ栽培、それからショウガのコンテナ栽培等々活発な取組事例を紹介いただき、私も非常に心強く思ったことを思い出しておりますけれども、農業の関係では、農業の持つやっぱり教育力、農の教育力というのが非常に農の多様性の一つとして注目もされておるわけですが、ございますけれども、そういった視点を持った食農教育の重要性というのについては、私が今更申し上げることでもないというように思いますけれども、こういった視点に立って、全国の農業協同組合中央会、今話題になっておる組織の一つかも知れませんが、通称全中という、私もかつてそういうグループの関連のところでございましたけれども、そこがバケツ稲作コンテストというのを、すごい熱心に取り組まれた経過があったというように思ってますし、これについての見識と見解といいますか、そうして本町での取組事例についてどうであるのか。そのことについて合わせて一つ、最初にお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） バケツ稲作コンテストについてということと、それから取組事例ということですが、まずバケツ稲作コンテストですが、これは全国農業協同組合の中央会が、子どもたちに学ぶ楽しさや達成感を味わいながら米や稲作文化についての理解を深めることを目的に、稲の成長過程の観察記録、それから研究成果を競うコンテストを平成2年度から平成22年度まで実施しております。

このバケツ稲作というのは、バケツに土を入れまして、小さなバケツを田んぼということにしまして種もみから稲を育て米を収穫するというものです。収穫後は脱穀であるとかもみすりであるとか精米というのを行って、調理して食べるなどの取組例もあります。

本町での取組事例ですが、平成26年度、27年度に昭和小学校の5年生がバケツ稲作に取り組んでおります。総合的な学習の時間、理科、社会、家庭科の時間で稲を育てて脱穀、もみすり、精米して炊飯をしましておにぎりにして試食を行っております。

本年度ですが、バケツによる、もう、稲作というのは町内の小中学校では取り組んでおりません。一方、田んぼ、水田での稲作のことも答弁させていただきますと、小学校では9校、75%ぐらいに当たります。それから、中学校では1校、20%の学校が取り組

んでおります。そのうち全学年で取り組んでいる学校が5校ありまして、5年生で取り組んでいる学校は3校、それから5年生、6年生と、あるいは特別支援学級で取り組んでいる学校がそれぞれ1校あります。学習の時間としては総合的な学習の時間であるとか、あるいは1、2年生にあります生活科、それから作業、自立の時間であるとか、それから学校行事等でそれぞれの教科領域の目標によりまして取り組んでおります。

稲作の過程である代かきであるとか田植え、草取り、それから稲刈り、脱穀などは地域の営農組合、それからJA四万十、それから地域の方、保護者の事業所、あるいは協力というものを得て行っています。

また、収穫した米は収穫祭や親子行事で、地域の方や保護者の指導によりましておにぎりとかカレーとか餅などに調理して試食しており、食育につなげているというところですよ。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） はい、了解をいたしました。バケツ稲作そのものについても、昭和小学校のほうですか、平成26年、27年に実施をされたということでございますけれども、それがやっぱりこう、四万十町全体に波及しなかった。そのことが、何か要因があればちょっとお伺いしたいというように思います。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 波及しなかったということにつきましては、バケツ稲作あるいは水田、田んぼでの稲作、それぞれの特徴があると思います。それで、先ほどの今実施している学校につきましては、地域の方々の協力によって、一つの田んぼで、あるいは二つの田んぼで行っているということで、割と大きく行っているわけですが、たくさんやっぱり米を収穫できるということ、それを調理して食育が深まるということがありましょうし、それから地域や団体、保護者の協力により育成することで地域、保護者、あるいは団体とのつながりが生まれ、深まるということがあって、今もずっと続いていることではないだろうかと思っております。

ただ、そのバケツ稲作に関しましては、児童生徒が教職員だけで育成できるということもございましょうし、それから田んぼ、水田までの移動というのがかかりませんので、例えばベランダでも育成することができますので、そういう手軽さがあるということもあろうかと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 正に、そういうそれぞれの利点なりがあろうかということは承知をいたしました。

このバケツ稲作については、前段で紹介しましたけれども、コンテナショウガ栽培も、聞くところによりますとこのバケツ稲作を一つの発想の起点として旧の窪川農協の生姜青壮年部が始めたということを聞いておりますし、これがやっぱり積み重ねていくと、一般にはやっぱり10年積み重ねたら一つの文化になるということも言われますし、この、田んぼで農家の協力もいただいて体験する食農体験ですか、それも非常に大事なことでありますし、この地域においてはそういうやっぱり先進事例、もう定着した取組がされておること、この点については自分も非常にうれしく思っておるところでございますけれども、今、改めて、今回トップバッターを務めました武田議員からも紹介ありましたけれども、この地域は一つの仁井田米であったり、十和錦であったり、こういった、米についても非常に特有の特産物の筆頭株の一つということもありますし、そういったことで全国の食味コンテストなりに連続で最優秀をとった経過もありますし、そういった先輩の篤農家の農家の方が多数おられると、そういったことも踏まえた中で、そういった方の協力も仰ぎながら、そうしてまた、このバケツ稲作コンテストの取組をちょっと見てみますと、山形の庄内のほうの農協の青壮年部なんかがお世話をさしていただいて、その管内でのバケツ稲作コンテストなんかも取り組まれておるような事例もあるようでございますので、是非、ここでもう一度その手軽さという点と、そして学校教育、自分もそこもまだ素人ですのであまり踏み込んだ話はできませんけれども、ある、学力の中でやっぱり理科という科目についてはちょっとやっぱり弱いというか、全体的に弱い。それはやっぱり観察力であったり、そういった観察力に基づいた洞察力いいですか、そういったことを育む中にはやっぱり作物の成長過程をしっかりと記録していく、そういった取組というのの材料というのには非常に適した材料でないかなというように思うところがありまして、是非もう一度このバケツ稲作づくりですか、これについて本町で学校教育の重要な一環として検討してはどうかということを提案するわけですが、これについての見解を求めます。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 先ほど議員のお話されましたとおり、例えば理科ということですが、よく5年生が今、稲作のほう取り組んでいるんですが、理科で

ありましたら、学習指導要領の中に植物の発芽、成長、結実というのがございます。その中で、植物を育て、植物の発芽とか成長とか結実の様子を調べて植物の発芽、成長及び結実とその条件についての考えを持つことができるようにするということがありまして、教科書等もその植物のことでありますけれども、例えば発芽には水、空気、温度が関係しているというようなことも、あるいは成長には肥料とか日光が必要であるというようなことも書かれています。

バケツ稲作をすることで、例えば一つに肥料を与えない、あるいは一つは肥料を与えるということで成長の過程も違ってきます。そういうような比較実験といいますか、そういうことも手軽にできますし、これはなかなか田んぼのほうでは難しいことじゃないろうかと思しますので、そういうことを考えてみますと、非常にそのバケツ稲作というのは、教科のほうで実験、観察、非常に重要なものになってくると思っております。

バケツ稲作はバケツが一つあれば、それぞれの自分の稲を少ない面積で場所をとらずに育てることができます。それから育成場所までの移動時間も少なく、ベランダでも例えば育てることもできまして、身近にいつも観察できるという利点もございます。先ほどのように稲の育ちについて観察とか実験、それからレポートにまとめるなど探究的な学習として取り組むことができます。また、生徒自身の手で手軽に育てることができるので、稲に対しての愛着心というのも深まると思います。

現在、学校で行われている水田での稲作、それから議員が今提案されましたバケツでの稲作はそれぞれに長所あるいは特徴というのがございますので、各学校で今までの実践や地域の実態に合わせて取り組んでいます。バケツ稲作も稲作体験を行う上でその選択の一つであろうと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 是非、この地域の特産物、そういった、先ほどもありましたけども、優れた技術を持った農家の方もやっぱり、それから農協の指導員なり、それから農協の青壮年部なりそういったやっぱり協力関係を求めていくという地域全体のやっぱり取組の一つとして、これは非常に重要な取組でないかなというように思っておりますし、願わくば四万十町のバケツ稲作コンテスト、そういうことが積み重なっていくような、そういう位置付けを持った積極的な、前向きな検討を是非お願いをしておきたいと思います。

それでは、次の項目に移らしていただきますけれども、ちょっといつものことですが

も、時間を自分は配分が苦手なもので、是非簡潔な答弁で何とか最後まで乗り切れるようなご協力もいただきたいというように思います。

今、次の項目は生産調整についてですけれども、御存じのように米は私は非常に好きなわけですが、毎日母ちゃんと二人で5合、6合の米を食う。それは誇りに思っているところですが、ただ全体に見ますと、毎年やっぱり7万t、8万tという米の消費減がすう勢としてずっと継続しておるという厳しい現実が背景としてあるわけですが、そういったこともあって、国のほうが前面に立った位置付けの中で生産調整がずっと長い間、1970年昭和46年当時から転作に始まり取り組まれておるわけですが、ここ1、2年では、特に2015年には生産調整始まって以来生産目標数量達成したというような、今年もそういう見込みがあるようでございますけれども。

そういった中でもやっぱり年間8万tの米の減少と、消費減少ということがあって、2017年、来年の生産調整の目標数字も示されておるように聞いておりますけれども、これの現段階で把握されております全国ベース、県ベース、本町への配分数字なりそういったことについて伺いをしたいと思います。よろしく願いをします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 2017年生産目標数量についてお答えをしたいと思います。

2017年、平成29年度の生産目標数量につきましては、全国ベースで昨年の743万tから8万t減少しまして735万tになっております。高知県につきましては4万9,003tの生産目標数量でございまして、前年度より534tの減少というふうになっております。本町におきましては、県の再生協議会からの配分通知が12月末ごろになりますので、現時点での数値はまだ確定しておりません。参考としましては、昨年度四万十町全体で5,252t、面積換算いたしますと1,175haの配分を受けておりまして、ちなみに窪川地域では4,292t、これ面積換算が952haです。大正地域で445t、面積換算102ha、十和地域で515t、面積換算121haの配分をしております。国から高知県への配分が534トン減少しておりますから、本町への配分も本年度は若干減少するものというふうに予測しております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） はい、分かりました。本町への配分というのは今月の末になる。例年そのようになっておるというように思いますけれども、流れからいくと、これで見ま

すと約1%ぐらいの生産調整というか生産目標数量の減があるのかというように考えておかないかなかなというように思います。

それに関連してですけども、今年の実産調整の見通し、これについて、わかっておればですけどもお伺いをしたいですが。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） すみません。本町のですか。

○3番（古谷幹夫君） 本町。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 平成28年度につきましては、やはり生産調整の目標の数量自体はもう達成できておりませんので、平成27年度からいいますと当然調整面積、転作といいますか飼料用米等の作付面積の拡大もありまして、目標数字にできるだけ近づくような努力はしておりますが、平成29年度産に、来年度にしましても目標達成まではなかなか難しいのかなという判断はしております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ちょっと項目外かも知れません。関連ということでお伺いをさせていただいたわけです。確かに私も農協の職員時代が長い間ありましたので、この地域、特に窪川の町の時代からのこと、経験も含めてですけども、やっぱり米どころの一つということもあって、たしか私の記憶では平成7年の新食糧法が施行された年に、作る自由、売る自由というような言葉が一遍に全国的に広がって、それを契機に生産調整の未達成がドゥッと、達成未達成かということで続いてきたというように思っておりますし、ましてこの地域ではやっぱり米について生産調整100%達成するというような取組は、その平成7年当時の基盤整備の進捗率、そういったことが一つ外れてからは、だから農協のほうもそうでしたけども、自主的な取組、国もいずれの年から自主的なペナルティも設けないというような取組できた経過があるわけですが、ただ全国的には去年も恐らく今年も来るでしょうけども、国のほうは数値目標を示すのは来年産のところで終わりと、2018年からはそれぞれの産地が状況を勘案をしてこの8万tという、年間消費量が減少していくトレンドを意識して自主的に取り組むようにというようなことが言われておりますし、その中で新聞等の報道でも去る11月29日付の高新の紙上では、生産調整に関する記事が大きく出てましたけれども、最後の減反8万t減という大きい見出しのもとに米の実産調整は2017年で終わりというような、もう生産調整の取組は必要ないですよというようなことに

曲解されかねないような表現が各報道でもされておることを見るわけですが、このことの真偽についてどう捉えられておるかについてお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） お答えをいたします。

現在の報道では、議員も御存じのとおり、米の生産数量の目標の配分は2017年度までとされております。政府は生産調整の見直しで農家が自らの経営判断で作物をつくれるようにする農業を実現するものとして、2018年に生産数量目標を廃止する方針を決定しております。このことから、生産目標数量の配分は平成29年までとなっているところでございます。

また、この生産目標を達成した方に交付している米の直接支払の交付金、これ10a当たり7,500円あるんですが、こちらについても生産数量の配分がなくなるため2017年で制度が廃止となるというふうになっております。

しかし、飼料用米などの他の作物による転作に対して支払われます交付金は継続していくため、今後は生産者が自主的に市場の動向を見て作物の生産に取り組んでいくことになるかというふうには思われますが、言い換えれば配分がなくなっても自主的な生産調整は必要であるというふうに言われているのではないかと考えております。

ただし、生産者が需要に応じた生産の判断をどのように、そしたら行うのかということが重要なポイントになりますので、この需要動向であるとか目安となる生産量などの情報提供の方法が現在検討されておるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 正に、その過程の中で自主的な取組になったときに、ややもすると解釈としては、もう作ってもいいということにもなりかねん。その中で行政のそこへのやっぱり、介入という言葉は語弊があるかもわかりませんが、やっぱり指導性、力ですか、そういったことがやっぱり農協グループなりからも強く求められておるというように思いますし、その点については、ここの地域は生産調整は先ほど言いましたときには、平成7年ごろには100%達成の実績もありましたけれども、ここ何年間は全体的な達成率でという視点から見ますと、たしか27.8%前後の達成率というように把握しておりますので、米のこの地域の生産調整という視点は、転作の奨励金なりそれをもらうという、もらえるものはもらうという位置付けで、取組は今後とも必要やと思いますけれども、ただその

中でやっぱり国のほうは地域再生協議会、これのやっぱり役割に非常に重きを置くような報道もされておるわけですが、我が地域においてのこの再生協議会のそういった数量の配分がないと、2018年以降への対応について、この組織をどう捉えていくかについての今の時点での考え方があればお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 本町には、四万十町地域農業再生協議会、これは窪川地域でございます。そして、高知はた再生協議会、これは大正、十和地域でございますが、この二つの再生協がでございます。経営取得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の円滑な実施を担っているところでございます。

また、この再生協議会では、生産数量目標の配分の決定でありますとか、現地確認、国への交付金対象面積の報告を行うなどのほか、国などの支援制度を活用するための計画の審議、承認を行う業務がございます。例えば、本年度、国の産地パワーアップ事業を活用した地域農業の振興策がございますが、こちらの承認等は地域農業再生協議会のほうが行うというふうになっております。また本町の農業者団体と行政関係機関との連携体制の充実に努めておるところでございます。

また、さきに答弁させていただきました生産調整がなくなった場合でも、飼料用米等の転作作物の交付金は継続して交付する計画であるため、当然それらの調整業務、こちらのほうは残っていくものと考えられますし、もしかすると何らかの方法で目安となる米の生産数量の提供を行うということであれば、こちらのほうはやはりこの再生協議会のほうがその責を担っていくのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 了解をいたしました。この農業再生協議会というのは振り返ってみれば、この生産調整への地域の受皿組織といえますか、そういったことも背景にあってつくられてきた。ただ、ただ構成メンバーでいきますと消費者団体であるとか、女性の会員であるとか、今までの構成とは違った組織体ということで、私もそこに関わった経験も踏まえてありますけれども、この農業再生協議会が、今言いましたように生産調整への役割とまた別個に地域農業振興の役割をやっぱり担う組織、そういう側面も持っておるということを考えたときに、特にこの本会議の中でも議案が出ておりますけれども、次期の総合振興計画案の基本計画の中では産業づくり、人づくり、そして環境づくりの政治体系

のもとに、挑戦し続ける産業づくりの一環として、農林業に限っては特色ある農林水産業を生かすまちを目指すということがうたわれておることを考えましたときに、この、これを具体化させて、さらに具体化していく一つの組織、合議体として、この地域の農業の総生産額を担い、農業所得を増大させていく具体的な農業振興策を協議する組織、そういったところに組織替え、拡充していく必要が今あるんでないかというように私は考えるわけでございますけれども、このことについての町長の見解をお伺いしたいというように思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 正にそのとおりだと思います。議員もご承知のとおり、四万十町にはこの窪川地域において営農協議会という組織がございます。これは四つの部会に分かれて様々な活動をしておりますけれども、今ご提案のあった再生協議会、これはあくまで生産調整の流れの協議会でございますので、何か私も両方に携わった関係で、やはり一つにしたほうが、本来正に営農という部分を中心に進めていったほうがベターだというように考えております。

2017年のその動きを見ながら、やはり今、どちらかといえばそれぞれが事業目的やっても、それぞれがちょっとあまりリンクしてないというようなところがありますので、今後は営農という部分に中心を置いて、営農の中でこういった転作、さらには生産調整も含めて議論したほうがよりベターではないかなと思います。

その中で、ただ、大正、十和、窪川地域それぞれ様々な課題がございます。土地の保有面積、それから就業の実態、作物、高知はた、JA四万十のそれぞれの今の流通の様々な取組の違い、そういったものがございますので、やはり今後は一つの町としてのやはり農政のリーダーシップをとるのはやはり行政、我が四万十町の農政だと思いますので、そういった意味で今、高知はたとの一定のお話もしながら、来年に向けては一定そういったモデルの営農類型もつくり上げながら取り組んでいくような状況でございますので、是非、ご提案いただいたように、やはりこの一本化といいますか、ただ単に一本化したらいいいという考え方、持ってないですけども、やはり営農がしっかりできていけるような農政をやっていくのが基本でございますので、今日提案いただいたことも含めて2018年以降についてはそういった取組も進めていきたいと考えております。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） はい、分かりました。今、JAのほうでも平成31年度に向けて県下

1 JA構想が検討されておる時期でもありますし、そういうことは進展をしていけば、この四万十町は農協の範囲で今のでいいますと、はたと四万十ということになるわけですが、そういったことの枠組みも解消されるような検討項目も進んでおりますし、また、この旧の窪川地域には窪川町農村開発整備協議会という非常に歴史のある町の農業振興全体を捉えた、そういった協議体がかつてありましたので、やはり町長が今言われましたように一つ一つの国の政策に基づいていろんな協議会をつくる、これまでの在り方を改めて、やっぱりこの、この総合振興計画の農業振興、これに絞った一つのやっぱり営農協議会もそうやと思いますし、それを軸とした、そういったやっぱり振興策を重点的に取り組む協議会、組織体、その是非拡充をよろしくお願ひしたいと思いますし、期待をしておきたいというように思います。

それでは、その農業振興に関わることの非常に主体的な、中心的な役割を担っていく農家の方を対象ということになろうと思いますけれども、農業の担い手政策についてに移らせていただきたいと思います。時間がもう30分を切りましたので、是非もうポンポンポンと行くような形で協力をお願いしたいと。

まず最初に私自身のちょっと概念整理も含めてですけれども、よく農業の担い手という言葉が新聞紙上等々でもよく使われますけれども、ここで改めて、その担い手の概念について整理をするためにどう捉えておるかということについてまずお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 担い手の概念と申しますと、担い手とは効率的、安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む農業経営というふうな概念的な位置付けがされておりますが、少し分かりづらいと思いますので、もう少し具体的に説明を申し上げますと、例えば、効率的、安定的な農業経営の実現を目指し、計画的に規模拡大等の経営改善に取り組む認定農業者であるとか、認定新規就農者、また一元的に経理を取りまとめて法人化を目指す取り組む計画などを持って安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農等が担い手として位置付けられているというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 内容的にの中では、認定農業者なり認定新規就農者なり、それからこの地域では集落営農組織が多数、組織されておるということで、そういったところが

担い手という範ちゅうに入るということは理解をさせていただきましたが、その中でちょっと私の勉強不足ですけれども、認定新規就農者、これについて、これだけちょっとだけ内容をもう少し分かるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） こちらは、新規就農者が今後取り組む経営改善計画を出して承認された者が認定新規就農者というふうに言われております。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） それにはやっぱり何年か後の所得目標なり、そういったものが設定をされておることなんでしょうか、どうか。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 経営改善計画の中では当然、経営状況それから所得の目標等が計画されております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 分かりました。

次の、担い手の中、農業生産という視点に立ったときにはその主力を担う、国のほうでも非常に補助事業もそちらのほうへ重点を置いた取組もされておるようですけれども、認定農業者という言葉もございまして、これの制度がたしか認定農業者制度は平成5年から始まった制度というふうにお聞きしてますけれども、この制度の概略とそれから現時点における、これは全国、高知県というふうに書いておりますけれども、本町の認定農業者の現状、数字的なメンバー、そういったことについて簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 認定農業者制度は、農業経営の改善の目標に向けて自らの創意工夫に基づき経営改善計画を立てております。その計画を市町村が認定しまして、それらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を図っていこうというような制度でございます。

したがいまして、認定農業者の人数というものは、今申し上げました農業経営改善計画の認定数とイコールというふうに言えると思います。ご質問の全国・高知県・四万十町の農業改善経営計画の認定数、これがイコール人数になるわけですが、これは2015年の農林

業センサスの数字でございます。全国での認定数は23万349名でありまして、高知県では3,215名、そして四万十町では194名というふうになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 全国的には23万人余りの認定農業者があり、高知県では3,000人、四万十町で194人ということのようですけれども、このやっぱり計画書を出して一定、認定を受けんと、そうされていかんと認定農業者にはなれんというのが認定農業者の制度の仕組みということのようでございますけれども、9月の一般質問であったと思いますが、ですか、その前やったかも分かりません、農業センサスの数値について一般質問をやらしてもろうたときに、2015年の農業センサスで見ますと主業農家、いわゆるやっぱり農家所得の50%が農業で、所得で、それから60日以上ですか、基幹的農業者が60日以上農業に従事するという範ちゅうを主業農家と言われるようですけれども、そこが362名という数字やったと思いますが、これで見ますと、半分強の方が認定農業者になっておるということでございますので、一定やっぱりこの地域の農業の生産の特に基盤を機関車的にという表現も適切じゃないかも分かりますけれども、引っ張っていただいている方が結構多くおられるということを心強く理解をさせていただきましたが、それにも関連すると思いますけれども、次に、この③、④を一緒にお伺いしたいと思いますけれども、特に県下の中では、県のほうでは農業経営基盤強化の促進に関する基本方針というのを、改定版が平成28年の4月ですか、出されておるようございまして、ここに担い手総合支援協議会、これが各地域にも組織されておるというようにあるわけですが、この当初における構成メンバー、そして担い手確保等々に関する主立った活動実績なり、そういったことについてと、それから新規就農者に対する一つのパンフレットの中に、一つは自分が興味を持ったのが産地提案型担い手確保育成支援対策という事業もあるようございまして、この二点について併せてちょっとお伺いをしたいというように思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 担い手育成総合支援協議会についてまずお答えしたいと思います。

こちら長いので、もう担い手協というふうに言わせていただきますが、構成メンバーといたしましては、JA四万十営農推進課、それからJA高知はた北幡ブロック営農センター、高南農業改良普及所、家畜保健衛生所高南支所、農業担い手育成センター、農業共

済四万十支所、四万十町農業委員会、農林水産課、大正・十和地域振興課が構成メンバーでございます。当協議会の事務局を農林水産課が担当しているところでございます。

活動実績としましては、協議会総会で承認されました活動計画に基づき、事務局会が実動部隊として構成組織メンバーと連携しまして各事業に取り組んでいるところでございます。

具体例としましては、担い手育成事業として認定農業者の経営改善計画書の作成の助言とか支援、それから計画審査会の開催、ちなみに平成27年度では17回開催をして44件の計画を認定しております。認定農業者連絡協議会の活動支援でありますとか、認定農業者、新規就農者を対象とした研修会の案内、また支援事業の情報提供等も行っております。あと、新規就農者の定着促進対策として就農相談から就農定着までの一体的なサポート、それから担い手への農業地の利用集積の推進にも取り組んでいるところです。

あと、産地提案型について説明を申し上げますが、この産地提案型の取組というものは、地域の特性を生かした品目で一定の所得を得られる品目をベースに経営のモデルケースを産地提案書としてつくり上げて、産地である生産者組織などが作成したものなんですが、要は新規就農を目指す者に広く就農までの道筋、経営的なイメージを持ってもらいたいというものでございます。具体的な記載内容としましては、就農までの流れ、支援体制、求める人材、部会の紹介、作業形態とか経営モデル、四万十町の紹介等を記載しておるところでございます。

本町の取組といたしましては、窪川地域で平成27年度にニラと水耕セリの産地提案書を作成しておりまして、本年9月には四万十町のこの担い手協において、キュウリ、ショウガ、ニラ、ミョウガ、水耕セリの5品目の産地提案書をもうこれ承認しております。また、この産地提案書に基づき水耕セリの研修事業のほうももう行っているところでございます。また、大正・十和地域のほうでも産地提案書の作成を検討している状況でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 分かりましたと言ってもなかなか内容の濃い組織形態ながですので、一言で分かったと自信を持ては言えませんが、やはり地域を挙げてやっぱりこの認定農業者といいますか、担い手を支援していく、その情報のもとであったり、支援策の支援のやっぱり主体的な組織体であるということのようでございますし、また、産地

提案型の担い手確保の中には、やはり新規就農者のことでもお伺いをした経過がありますけれども、やはり新規就農者の方が自分で自営の農家に取り組む場合に、いろんな資本不足もありますし、資金不足といえますか、もあるわけでございますけれども、やっぱりそういうところで一つのやっぱりどういう作物をどういう位置付けで見て参考にするかということについては、こういうやっぱりその地域の定着した基幹品目という表現になろうかと思えますけれども、ごとに、やはり経営収支の所得目標なりそういったことまで計算を試算されたメニューの提案というのは非常に大事になってこようかと思えます。

その点では、水耕セリ、ニラのほかにもこの地域ではやっぱりショウガなりそういった品目のことも順次拡充されていっておるということでございますので、是非このところについては今まで以上に拡充策もしていってほしいというように思います。

この中で、ちょっとだけ振り返ってみたいと思うわけですが、やはりその地域の担い手というのは概念的には認定農業者、主業農家がその主体的役割を担っていく組織体であるということは理解をしたわけですが、これまで国の施策のところですと見ていますと、例えば、もともになります昭和36年の制定の農業基本法では、自立経営農家という表現で絵がありましたし、また中核農家という、農業基本法の中にも出ておるわけですが、そういった表現が出てきておりましたし、特にこれは昭和55年の農政の基本方向の中で中核農家を中心に今後の政策を進めていくというようなことも言われました。

そして、認定農業者制度については、平成5年4月から出てきたというようなわけですが、この近々のところで見ますと、平成23年には我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に関する取組の方針ということの中で、中心経営体という名、これは担い手ともイコールになるかもわかりませんが、こういった表現で、ある面、うがった見方をすると猫の目行政と言われることに表現も一言でできるかもわかりませんが、やはりそれなりに農業のやっぱり構造改革なりについての取組がされてきた経過が、そういった経過が今にあると思えますし、それを受けて本町においても様々な取組がされてきて、一生懸命やっておられるということを理解するわけでございますけれども、ただ、先ほどの再生協の組織拡充のことでもちょっと町長からも答弁いただきましたけれども、やはり国の施策に合わせて、それぞれのやっぱりどうしても必要ないろんな目的集団というか、目的組織というのが幾つも農業関係でもつくられてきておると。

やっぱり、今、そのことを振り返ったときに、これからは正に町長も言われましたように、そういったことを全体を網羅したこの地域の農業だけでは、農林業ですか、第一次産

業全体の振興策を網羅した中に専門部会としていろんなやっばり組織体があって、一つの方向を向いて動いておるよということをコントロールできるといいますか、そういったことがやっばりお互いに共通認識として持てるやっばり組織体がないと、町長が言われます町の行政が主導権を握るとしてもやっばりそういった関係機関との協力、まして現場の、よく町長はプレーヤーという表現をされてますけれども、生産現場で自分の日々の農業経営に一生懸命されておられる、やっばりそういった方とも共通認識を持って進んでいくためにもやっばり方向性をボンと、バックボーンになるような方向性を示すやっばり組織体の再編というのが非常に重要になってくるというように思うわけでごさいます、是非、そういった点も視野に置きながら、この、次の項目ですけれども、地域農業という言葉をあえて入れてますけれども、農業の担い手とそこが中心になりますけれども、地域全体、1935の農家数ですか、千四百数十の農業経営体がセンサスの中でも非常にこの5年間の中でも驚くような減少傾向というこの現実の中で、今正にそういったことを視野に置いた取組が、仕切り直しといいますか、本腰に農業振興をやっていくためにこれが必要やと、こういう措置が必要であるということが問われる時期というように考えておりますので、そういった面も含めて、地域農業の担い手についての考え方、育成・確保についての考え方なりをお伺いしたいというように思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） ここまでの取りまとめ的なご質問であります、地域農業の担い手の育成・確保の考え方について説明をさせていただきます。

まず、認定農業者等が土地利用型農業による経営発展に取り組もうとする場合は、農業委員会の協力を得ながら利用権設定の推進でありますとか、農地中間管理事業等の活用により円滑な農用地の集積については進めていきたいというふうに考えております。

しかし、一方では、効率的、安定的な農業経営を図るため、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家などが地域内での補助労働力の提供による役割分担を行う仕組みをつくって、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持も図っていきたいというふうに考えております。

同様に、生産組織の育成にも取り組んで、経営と組織体制が整ったものから法人形態への誘導に努めていきたいというふうに考えております。

あと、日本型直接支払制度を有効活用しまして、集落の多面的機能の向上を図ると共に、集落協定の広域化や地域全体で農業を支える複合経営拠点の仕組みの構築など、集落

間連携による集落機能の維持と向上を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 今の答弁の中で、ちょっとだけ、一言だけ、一つだけ確認をさせていただきたいですけれども、地域複合拠点ですか、これについてのちょっとだけ内容と、この四万十町においてその取組事例がもう既に先進的に出てきておるのかどうかについてお伺いしたいと思うんです。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） この農業複合経営拠点の取組につきましては、平成28年度から県のほうが新規事業でつくられました支援事業でございまして、本町においては仁井田地区のほうで現在取り組み、今年度はソフトのほう、予算を計上させていただいて、視察研修でありますとか、今後の経営に関する計画づくりをしておるところなんですが、これは結局、集落営農が中心になっていくわけですが、広域の集落連携等に取り組んで、最終的にはやっぱり法人化を目指して行って、地域の農業を地域で支えていくというような形を目指す取組でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 我が地域でもこの取組が仁井田のほうで行われておるということでございますが、中山間直接支払の受皿についても広域化といいいますか、今までは集落単位やったのが広域化が図られてきたと。そこでもそれは中山間直接支払というその助成金の受皿という表現だけではないですけれども、活用する母体としてそういう言うことがあるわけですが、そこでもやはりひところの第1段階のときから比べるとやはり条件も厳しくなる。まして、みんなが年齢も重なっていく中でなかなか単独の集落だけでは担いきれないというような背景を受けて組織されてきたという経過が、今も組織されておるわけですが、やっぱりそういった形がある中でまたもう一つ、こういう地域複合拠点というのが仕組まれておると。

やっぱりこの辺についても恐らくそういった連携をとられておると思いますけれども、やはり一つの、繰り返しになりますけれども、この地域のそういったところであまりダブらんような、ある面で職員も限られた職員ですし、時間も限られて非常に国の施策に振り回されながら、表現悪いかもわかりませんが、それだけではこの地域の農業、農林

業が知らん間に足元がドンドンドンぜい弱化していく一方であるというような、そういうふうになってしまう恐れもありますので、是非やっぱりそういったこと全体を網羅する組織の中に、ひとつやっぱりそれぞれがしっかりした役割を位置付けて動いていくと、やっぱり情報も共有されて、しかし目指すところはやっぱりこの地域の全体の農林水産業の生産農業所得、林業所得になるんですか、そういったもんを上げていくためにいかに知恵を出し合うて実践をしていくかということを命題とした組織編成というのを、是非期待をしたいというように思いますし、そういったことを考えましたときに、たしか私もその当時まだ農協の職員でしたけれども、この四万十町の合併以前、平成16年やったというように記憶しておりますけれども、そのころに旧の窪川町においては、いわゆる農業公社構想が取り組みをされた経過がありまして、その中でいち早く今の法人になった四万十支援センターですか、そういったもんがあったわけですけども、そのことに1回だけ、全農家対象のいわゆるそういった農業公社に絡んで将来的なそれぞれの個々の農家の方の意向を酌み取るため判断材料の一つにするために、意向調査が取り組まれた経過があったように記憶するわけですけども、早、合併も10年過ぎ、今言った全体的な意向調査というのもやって12年過ぎた中で、そしてまたこの第2次総合振興計画案が審議される向こう10年を見据えた中で考えましたときに、2015年のセンサスの中で自分は驚がく的な数字が、現実が今、正にここにきておるし、まして、農業就業人口の年齢構成で見たときに、私は非常にある面楽観的な見方もしておりますけれども、と言いますのは、75歳オーバーの方が全体の34.1%ですか、たしか数字として、3人に1人が農業就業者のうちのいわゆる75歳といいますと後期高齢者と呼ばれる世代に属するわけですけども、そうした人がおるわけですけども、私はそういう人は元気でやっぱりピンピンコロリという表現につながるわけですけども、元気でやっぱり現場で頑張っておられる。これは私は非常に大事な、やっぱりここを大事にしていけないかんというように思うわけですけども、そういったことを考えましたときにもまた、いろんなやっぱりこの地域には品目もそうですし、それから、農業に携わる経営体も当然ながら様々ですし、専業でガチガチでそれこそ3億円近い販売高を持たれておる農家も存在するわけですけども、そういったことを踏まえて、意向を聞く機会が今来ておるのではないかというように思うわけでございまして、ここであえて全農家を対象にした農業振興、そのために農地中間管理機構という組織もありますので、そこへの利用も、今後の利用意向らも含めたアンケート調査をやっぱり実施すべきいい時期やないかなというように考えまして、この全農家対象の意向調査についての今の見

解を、最後に質問としてお伺いをしたいというように思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 時間のほうがもうあまりありませんので、簡単に説明をさせていただきますが、現在、人農地プランの制度にのっとった地域農業の将来を考えるアンケート、これらを農林水産課のほうで行っておりますし、また、新規就農者の育成・確保は特に重要な課題であるということから、本年10月に新規就農アンケートを実施しました。これは給付金事業が、開始5年を迎えたということもありまして、目的としては、現状の新規就農者支援の成果や課題、これを整理して、四万十町の新規就農支援策の充実に向けて今後の方策のほうへの参考にしたいというものでございます。こちらは現在、回収のほうが終わって、分析を行っているところでございます。町としても、事業の検証でありますとか評価でありますとか、今後の振興策の土台をつくる上でも実際に活用を想定しておる生産者の意向、こちらのほうを調査するアンケート調査などは非常に有効な手法であるというふうに考えておりますので、議員のおっしゃる全農家の意向調査等を踏まえ、今後いろいろ目的意識を持ったアンケートのほうもまた検討していきたいと思えます。

以上です。

○3番（古谷幹夫君） 時間が終わりましたんで、もう一言言いたかったですけども、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで3番古谷幹夫君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第2、議案第122号四万十町税条例等の一部を改正する条例について、日程第3、議案第123号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、以上、議案第122号及び議案第123号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第122号四万十町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律を始め、税に関連する法律がそれぞれ平成28年3月31日に交付されておまして、平成28年5月25日には外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が

公布されたところでございます。

また、平成28年11月28日には社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布され、消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置等もされたところでございます。

この法律改正等の主な内容につきましては、まず、消費税率の10%への引上げに伴う改正といったしまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差を縮小するため、法人町民税の法人税割の一部が交付税の原資化されることに伴い、法人町民税の法人税割の税率が改正されておりまして、適用につきましては平成31年10月1日以後に開始する事業年度からとなっております。

次に、車体課税の見直しによりまして現行の特例措置である軽自動車税におけるグリーン化特例の適用年度が1年延長されると共に、軽自動車税への環境性能割の創設に伴い、名称が軽自動車税から種別割に変更されていますが、導入の時期は平成31年10月1日となっております。

そのほか、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除についての適用期限の2年6か月延長などがされているところでございます。

この法改正等の施行日につきましては、それぞれ平成29年1月1日以降とされていることから、今回関連する四万十町税条例等の一部を改正しようとするものでございます。本来なら他の議案と同様の時期に提出すべき議案でございますが、関連する法改正の最後が11月28日となりましたので、その後精力的に本条例の改正作業を行いました。遅れての提出となりましたことをおわび申し上げます。

続きまして、議案第123号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成28年3月31日に交付されました所得税法等の一部を改正する法律第8条に基づき、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、平成29年1月1日から施行されること、また外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に交付され、同日の平成29年1月1日から施行されることに伴うものでございます。

この法律等の改正によりまして、町民税において分離課税となっております特例適用利

子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める改正が必要となりましたので、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。予定しておりました税条例等の改正と合わせ、遅れての提出となりますが、ご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第122号及び議案第123号の2議案について、質疑、討論、採決は議案の精査研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第122号及び議案第123号の2議案について、質疑、討論、採決は議案の精査研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第4、陳情第28－21号保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める陳情を議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

6番下元教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（下元真之君） それでは、陳情の審査の報告をさせていただきます。

平成28年12月15日、四万十町議会議長橋本保様。教育民生常任委員長下元真之。

陳情審査の報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告をいたします。

受理番号は28－21号でございます。

付託年月日は、平成28年12月7日。件名は、保育予算を大幅に増額し、安心できる保育の実現を求める陳情でございます。

審査の結果は、採択すべきものと決定をいたしまして、意見書を提出いたします。

審査の経過の報告をさせていただきます。

28－21号であります。件名は、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める陳情でございます。

協議者は、教育民生の常任委員6人と参考意見者として辻本生涯学習課長に一部同席をしていただきました。

委員の意見といたしましては、本町では待機児童はいないが、自宅近くの保育所で受入れができない場合に、離れた別の保育所に通うことで対応している場合があると。保育予算の増額を求める意見書提出の陳情であり、これは悪いことではないという意見。また、年中・年長クラスの子どもの保育に対する職員の配置基準というものは20人に対して1人の職員、30人に対して1人の職員というふうに大変厳しい現状だと。そういうことを考えると、子どもの保育環境を考えると配置基準の改善を求める内容であり理解できると、こういった意見が出されました。

審査の結果といたしまして、全員一致で採択でございます。反対意見はございませんでした。

次のページに意見書を付けておりますので、目を通していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第28－21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28－21号保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める陳情を採決します。

この表決は起立により行います。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は採択です。

陳情第28－21号保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第28－21号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時52分 散会